

厚生労働省委託事業「令和7年度特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及等事業」

「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査

■ アンケートご協力をお願い ■

この調査は、厚生労働省から委託された「令和7年度 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及等事業」における実施事項の1つとして、民間信用調査会社のデータベースに掲載されている企業様を対象として、弊社（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）が実施するものです。

【本事業の背景・目的】は以下のとおりです。こうした状況を踏まえ、この調査では、「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組内容及び特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の導入状況等を把握、分析することとしております。今後の厚生労働省における政策展開に資する基礎資料とするための大切な調査ですので、どうかご協力をお願いいたします。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【本事業の背景・目的】

過労死等事案による労災請求・支給決定件数は増加傾向にあり、依然として働く方にとって職場環境が厳しい状況にあります。このような状況を変えていくために、労働時間をはじめとする働き方・休み方の見直しを進めることにより、過重労働を解消し、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう労働環境を整備することが重要な課題となっています。

この課題の解消のため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に加え、病気休暇、犯罪被害者等の被害回復のための休暇、裁判員休暇、ボランティア休暇など、労働者の個々の事情に対応しつつ、事業場等において労使の話し合いにより設けられる法定外の特別な休暇制度の普及促進を図ることがきわめて有効です。

これらの休暇制度のうち病気休暇等については、第210回臨時国会において成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第104号）の国会審議において、普及促進に取り組むことを求める附帯決議が付されています。また、犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇の必要性については、「第4次犯罪被害者等基本計画」において閣議決定（令和3年3月30日）されており、裁判員休暇の導入等の促進に積極的に取り組むことについては、第189回通常国会において成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第37号）の国会審議において附帯決議が付されているところです。